

平成27年10月 6日

福島県議会議長 齋藤 勝利 様

福島県議会政務活動費検討会
会 長 遠藤 忠一

平成27年度政務活動費検討会報告書について（報告）

今年度、これまで本検討会で検討した結果について、下記のとおり報告します。

記

1 検討経緯

政務活動費の更なる透明性を確保するため、平成27年5月15日に議長に報告をした「事務所の賃貸借に関する取扱い」以外の検討事項について、平成27年6月25日から5回にわたり協議を行い、その結果について取りまとめた。

2 検討結果

(1) 自動車リースの取扱いについて

ア 自動車をリース契約により賃借する場合には、自動車リース契約書等の作成を義務付けることとする。

イ 議員は、自動車リース契約書等の写しを会派の代表に提出することとする。

ウ 会派の代表は、自動車リース契約書等の閲覧の請求があった場合には、個人情報等に係る部分を除き、閲覧に供するものとする。

(2) 県政報告等の印刷物の成果確認について

ア 議員は、県政報告等の印刷物を作成した場合には、会派の代表に提出することとする。

イ 会派の代表は、作成した県政報告等の印刷物の閲覧の請求があった場合には、閲覧に供するものとする。

ウ 印刷物の配付先については、議員又は会派において管理するものとし、一覧表の作成・提出を要しないこととする。

(3) 引き続き検討すべき事項について

以下の事項については、11月に行われる県議会議員選挙後に選出された委員により開催される検討会において、引き続き検討することとする。

ア 人件費の確認方法について

「政務活動費の手引き」において、雇用契約書や雇用通知書等雇用関係を明確にする書類を作成し保管することとされているが、雇用形態に応じて作成すべき具体的書類や提出義務等について検討を進めていく必要がある。

イ 政務活動費収支報告書等のインターネット公開について

政務活動費収支報告書等のインターネット公開については、情報公開や個人情報保護に配慮しながら、検討を進めていく必要がある。

3 適用時期について

(1)及び(2)については、平成28年度交付分から適用する。

4 「政務活動費の手引き」の改正等について

決定した取扱事項に関する「政務活動費の手引き」の改正等については、11月に行われる県議会議員選挙後に選出された委員により開催される検討会において検討するものとする。